

15. 税金の控除・減免について

種 類	内 容	金 額	問合せ先
所得税	【障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除27万円	八女税務署 《TEL》0943 23-5191
	【特別障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳1、2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除40万円	
	【同居特別障害者控除】 控除対象配偶者又は扶養親族が同 居の特別障害者に該当する場合	所得控除75万円	
住民税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除26万円	税務課 市民税担当 《TEL》0942 65-7012
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除30万円	
	【同居特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除53万円	
事業税	重度の視覚障害者 (両眼の矯正視力が0.06以下)の方 が行うあんま・鍼・灸・マッサージ等 医業に類する事業	非課税	福岡県久留米 県税事務所 《TEL》0942 30-1014
定期預金 等の利子 の非課税	身体障害者手帳の所持者等 療育手帳の所持者等 精神保健福祉手帳の所持者等	350万円まで 非課税	ゆうちょ銀行 その他の 金融機関
相続税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 (85歳－障害者 の年齢)×10万円	八女税務署 《TEL》0943 23-5191
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 (85歳－障害者 の年齢)×20万円	
贈与税	身体障害者・知的障害者・精神障害者 に対する贈与のうちで、信託銀行に一 定条件の下に信託する場合	3,000万円 (特別障害者は 6,000万円)まで 非課税	八女税務署 《TEL》0943 23-5191

○自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免について

障害者本人もしくは生計を同じくする家族の方が運転し、障害者の通院・通学・生業等、日常生活のために使用する車について自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。			
問 合 せ	○軽自動車税（種別割）	税務課 管理担当	《TEL》0942-53-4113
	○上記以外	福岡県久留米県税事務所	《TEL》0942-30-1026
		福岡県筑後県税事務所	《TEL》0942-52-5131

障 害 名		障害の級別	
		本人運転 ※1	生計同一運転 ※2
視覚障害	軽自動車 （種別割）	2級の3、2級の4 3級の3、3級の4	1～3級、4級の1
	上記以外	2級の3、2級の4 3級の3、3級の4	1～3級、4級の1
聴覚障害		2、3級	2、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声・言語・ そしゃく機能障害		3級	3級
上肢障害		1、2級	1、2級
下肢障害		1～6級	1～4級
体幹障害		1～3級および5級	1～3級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1、2級	1、2級
	移動機能	1～6級	1～4級
内部機能障害 ※3		1、3級	1、3級
肝臓障害		1～3級	1～3級
免疫機能障害		1～3級	1～3級
知的障害		療育手帳 A1、A2、A3（A含む）、B1 ※4	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳 1級	

- (注) ※1 障害者手帳をお持ちの方が車を所有し、運転される場合。
 ※2 障害者手帳をお持ちの方と生計を同じくする家族の方が、車を所有し運転する場合など。
 ※3 内部機能障害とは心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害。
 ※4 知的障害B判定については障がい者更生相談所、児童相談所等からB1である証明が必要です。
 ※5 減免を受けることができるのは、手帳をお持ちの方1人につき1台（軽自動車含む）のみ。
 ※6 自動車検査証に事業用と記載されているものは、対象外。
 ※7 複数の障害がある場合は、それぞれの障害の等級区分で判断します。